

入札心得

1. 入札に指名された者が、定められた時間までに出席しない場合は、参加する意志がないものとみなす。
2. 入札書は本人が提出するものとし、代理人が提出するときは委任状を添えなければならない。
3. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
4. 入札に指名された者は、入札について不正な協議をしてはならない。
5. 入札のうち、予定価格の範囲内で、最低価格の入札者を落札者と定める。ただし、同価格の入札者があったときは、くじによって落札者を定める。
6. 入札に際しては、入札事項、入札金額、入札年月日の記入のもれ、入札者又は代理人の押印のもれがないよう十分に確認のうえ入札すること。
7. 以上のほか、久米島町契約規則（平成21年久米島町規則第12号）及び関係法令を遵守するとともに、町の指示に従わなければならない。

-入札書 記入上の注意事項-

- ① 入札金額は算用数字で正確に丁寧に記入すること。判読不能な文字等は無効とする。
- ② 入札金額の頭に¥マークを必ず記入すること。
- ③ 入札金額は、課税・免除事業者であるかを問わず「消費税抜き」の金額を記入すること。落札決定に当たっては、入札書記載金額に消費税額を加算した金額を落札価格とする。